

# 総務財政委員会資料

## ○ 請願審査

3年請願第14号

須崎公園改修の公共事業を顧みて

市民への説明責任を果たせる仕組みをつくることについて

令和 4年 6月 3日

財政局

## 1 請願事項

### 3年 請願第14号

#### 須崎公園改修の公共事業を顧みて市民への説明責任を果たせる仕組みをつくることについて

1. 今回の須崎公園整備事業のように事前に市民に対して十分な説明もないままに事業が行われることのないように、公共事業の基本構想の段階で市民に対しては市政だより等を活用して正確に全容を周知し、パブコメを行う前の早い時期に市民に説明する機会、説明会を開催する明確なルール（条例、規則）づくりを行うこと。

## 2 福岡市における市民参画の機会等について

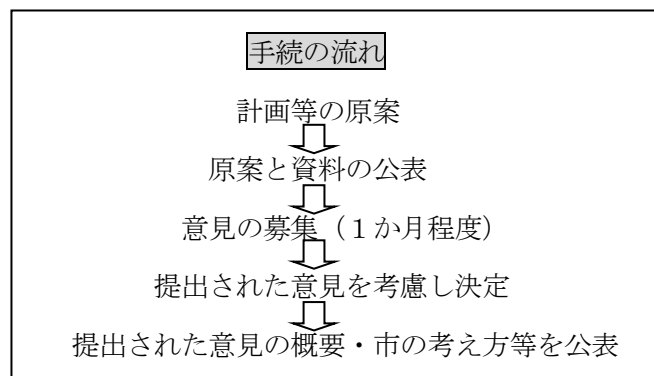
### (1) パブリック・コメント手続

…参考資料 ①、②

福岡市では、行政上の基本的な計画や方針等を策定する際に、福岡市情報公開条例に基づく「パブリック・コメント手続」を実施している。

パブリック・コメント手続とは、計画や指針等の案を公表の上、市民の意見を募集し、提出された意見の中で有用なものをその計画等の決定に反映させるとともに、当該意見の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいう。

実施機関は、パブリック・コメント手続の対象事案以外についても、必要と認める場合はパブリック・コメント手続に準じた手続を実施するよう努めるものとする。



### (2) その他法令等について

…参考資料 ③

都市計画法第17条第1項において、都市計画を決定しようとするときは、都市計画の案を公衆の縦覧に供しなければならないこととされており、同条第2項において、関係市町村の住民及び利害関係人は、都市計画の案について、意見書を提出することができることとされている。

#### 【都市計画に定める都市施設】

都市計画法（抄）

第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。

- 一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- 二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- 三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
- 四 河川、運河その他の水路
- 五 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設

（以下 略）

### 3 福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業に関するこれまでの経緯

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 平成 23 年 12 月                 | 議会報告<br>【福岡市拠点文化施設基本構想(案)について】   |
| 平成 23 年 12 月<br>～平成 24 年 1 月 | 基本構想(案)にかかる市民意見募集  |
| 平成 25 年 3 月                  | 議会報告<br>【拠点文化施設基本計画(案)の中間報告】   |
| 平成 27 年 3 月                  | 議会報告<br>【福岡市拠点文化施設基本計画(案)の検討状況について】  |
| 平成 28 年 2 月                  | 議会報告<br>【福岡市拠点文化施設基本計画(案)について】   |
| 平成 28 年 3 月                  | 地域住民への福岡市拠点文化施設基本計画(案)説明会<br>福岡市拠点文化施設基本計画(案)の市民意見募集                           |
| 平成 28 年 6 月                  | 議会報告<br>【福岡市拠点文化施設基本計画について】<br>福岡市拠点文化施設基本計画 策定                                |
| 平成 28 年 9 月                  | 議会報告<br>【須崎公園の再整備について】   |
| 平成 29 年 12 月                 | 議会報告<br>【福岡市拠点文化施設の整備について】<br>【須崎公園の再整備について】<br>【須崎公園の変更予定について(都市計画公園の変更)】     |
| 平成 30 年 2 月                  | 都市計画審議会報告<br>【都市計画公園の変更(須崎公園)】   |
| 平成 30 年 12 月                 | 議会報告<br>【福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業<br>実施方針の策定等について】<br>【須崎公園再整備事業に係る実施方針の策定等について】 |
| 平成 31 年 2 月                  | 入札公告前の地域への説明   |
| 令和 2 年 3 月                   | 議会報告<br>【事業者選定結果等について】<br>【都市計画公園の変更(須崎公園)】                                    |
| 令和 2 年 3 月<br>～令和 2 年 4 月    | 都市計画案の縦覧<br>【都市計画公園の変更(須崎公園)】  |
| 令和 2 年 6 月                   | 議決<br>【福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業に係る<br>契約の締結について】                                 |
|                              | 都市計画審議会 承認<br>【都市計画公園の変更(須崎公園)】  |
| 令和 3 年 6 月                   | 地域住民への工事に関する説明会  |
| 令和 3 年 8 月                   | 工事着工   |

## 4 請願に対する基本方針

- 本市事業においては、情報公開条例及びパブリック・コメント手続要綱に基づき、事業内容や規模等を踏まえ、必要に応じて、市民の意見募集を実施することとしており、さらに都市計画法等の関係法令及び条例に基づき、公告・縦覧等の手続により、市民等の意見提出の機会を確保している。
- 福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業についても、条例等の規定に基づき、適宜、市民の意見募集、住民説明会及び都市計画法に基づく縦覧等を実施し、市民参画の機会を確保している。
- 今後も、事業内容や規模等に応じて、パブリック・コメント手続要綱や関係法令等に基づく、市民参画の機会の確保について、適切に対応していく。